

「東京都縮尺 1/2,500 地形図更新事業」に関する
優先交渉権者選定基準

平成 29 年 2 月

東 京 都

目次

1	優先交渉権者選定基準の基本的な考え方	1
2	優先交渉権者の選定方法.....	1
3	要件審査の方法.....	2
4	提案審査の項目と配点.....	3
5	優先交渉権者の選定.....	6

1 優先交渉権者選定基準の基本的な考え方

本事業を行うグループは、コスト面の優位性のみならず、専門的な知識やノウハウ（測量技術力、二次的著作物・独自著作物企画作成能力、販売能力、事業経営能力、資金調達能力等）を有することが求められるため、以下の点に留意して事業者を選定するものとする。

また、審査対象は、本事業に際して、SPC、グループ構成員及びその他の登録した協力企業が行う業務とする。

- 事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを持った事業者の選定
- 事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を持った事業者の選定
- 本事業作成地形図の品質の担保と事業効率性の確保

2 優先交渉権者の選定方法

選定にあたって競争性及び透明性を確保するため、選定方法は、公募型プロポーザル方式を採用し、「地形図更新事業評価検討委員会」（以下「委員会」という。）により優先交渉権者を選定する。

審査は、要件審査と提案審査を同時に行う方式をとる。要件審査においては、求められる要件を満たしていない場合は失格となる。また、提案審査においては、項目ごとに採点することにより、応募者の提案に対する定量的評価を行う。

また、応募者の提案内容についての審査を行う際、各項目の内容について、応募者に対して説明を求める場合もある。

(1)要件審査

ア 資格要件審査

参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。要件を満たしていない場合は失格となる。

イ 提出書類要求要件審査

提出書類の様式等がすべて要件を満たしていることを確認する。要件を満たしていない場合は失格となる。

ウ 基礎要求要件審査

業務要求水準書に示した都の要求水準をすべて満たしていることを確認する。要件を満たしていない場合は失格となる。

(2)提案審査

委員会各委員が提案書及び応募者によるプレゼンテーションを審査し、「4 提案審査の方法」で示す各審査項目ごとに採点を実施する。

3 要件審査の方法

(1) 格要件審査

応募者及び応募グループ構成員の備える参加格要件を以下に示す。全ての要件を満たしていない場合、内容に虚偽があった場合は失格となる。

なお、平成 27 年度地形図更新事業者（以下「H27 年度 SPC」）が応募する場合は、下記の②、③、④、⑤について、SPC の構成員に加え、SPC 自体も要件を満たす必要があるものとする。

- ① 測量業者（複数の場合は全ての業者）は、測量法第 55 条の規定に基づく登録を行っていること。
- ② グループの構成員のいずれもが、応募書類等の受付日から審査結果の決定日までの間、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定及び、以下の各項目に該当しないこと。ただし、都が経営不振の状態を脱したと認めた場合は除く。
 - 手形交換所による取引停止処分を受けてから、格審査書類及び提案書の受付日までに、2 年間を経過していないこと。
 - 格審査書類及び提案書の受付日前 6 か月以内に手形、小切手の不渡りを出したこと。
 - 格審査書類及び提案書の受付日において、会社の整理及び特別清算を開始していること。
 - 格審査書類及び提案書の受付日において、破産、再生手続開始及び更正手続開始の申立てがなされていること。
- ③ グループの構成員のいずれもが、応募書類等の受付日から審査結果の決定日までの間、東京都競争入札参加有格者指名停止措置要綱（平成 6 年 9 月 30 日付 6 財経総第 756 号）に基づく指名停止期間中でないこと。
- ④ グループの構成員のいずれもが、最近 1 年間の法人税及び法人事業税、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- ⑤ グループの構成員のいずれもが、過去 3 年間において債務超過でないこと。
H27 年度 SPC が応募者である場合は、平成 28 年 3 月末日時点で債務超過でないこと。
- ⑥ グループの構成員のいずれもが、別のグループの構成員として重複参加していないこと。
- ⑦ 都と本件事業に関するアドバイザー契約を締結した企業（当該企業の指示により当該事業に関する業務を行う企業を含む。）及びその関連会社（親会社及び子会社を含む。）がグループの構成員に含まれていないこと。
- ⑧ 応募する測量業者のうち最低 1 社は、過去 5 年間に国もしくは地方自治体の

発注するデジタルマッピングに関する実績が10件以上かつ受注総額が1億円以上であること。

⑨ 履行保証会社がグループ構成員となっていること。

(2)提出書類要求要件審査

募集要項等で定める手続き等の最低限の要件を満たしているかどうかの確認を行う。以下の全ての要件を満たしていない場合は失格となる。

- ア 全ての様式において必要な部数が期限内に提出されていること。
- イ 全ての様式において求められる最低限の記入がなされていること。
- ウ 全ての様式において企業名、会社ロゴ等の記載がされていないこと。
- エ 計算間違いがないこと。
- オ その他募集要項等で定める手続き等の最低限の要件を満たしていること。

(3)基礎要求要件審査

募集要項等の求める最低限の要件を満たしているかどうかの確認を行う。以下の全ての要件を満たしていない場合は失格となる。

- ア 都の負担金額が募集要項に定める上限以内であること。
- イ 業務要求水準書に示す予定技術者（主任技術者及び現場代理人）の経験及び経歴が要件を満たしていること。
- ウ 新技術提案導入に対するコスト増や工期延伸がないこと。
- エ 業務要求水準書に示す成果品が全て作成される提案になっていること。
- オ その他募集要項等に示した都の要求水準を満たしていること。

4 提案審査の方法

委員会における提案審査の項目と配点は以下のとおりとする。審査項目と評価の視点は表1のとおりとする。

(1)技術審査：30点

本事業作成地形図及び新規作成にかかる技術的要素に関する審査

(2)事業性・事業遂行能力審査：15点

事業採算性、安定性に関する審査

(3)サービスに対する審査：15点

都民、区市町村等へのサービスに関する審査

(4)付加価値等に対する審査：10点

都が要求する水準以上の成果品等に関する審査

(5)提案価格審査：30点

都の負担金額及び本事業作成地形図の見積書の合理性に関する審査

なお都の負担金額に関する評価については、以下の式とする。

評価点＝（１－提案価格／負担金上限額）×評価係数

評価係数＝20 点

負担金上限額＝4 億 2 千万円

表 1 提案評価の視点と詳細な配点

審査項目と評価の視点	配点
① 技術審査	
○品質 ・精度は要求水準以上か。 ・品質向上のため、要求水準以上の仕様を提案しているか。 ・品質向上に寄与している新技術提案がなされているか。 ・効率的な内部検査体制が構築されているか。 ・瑕疵が発見された場合の処理は迅速かつ適切か。 ○作業計画 ・業務実施手順、工程計画は合理的か。 ・工期短縮に寄与している新技術提案がなされているか。 ・地形図に最新の情報を反映させる工程となっているか。 ○測量業者の実績及び技術者の経験・技術力 ・測量業者は同種業務について多くの実績を有しているか。 ・予定技術者（主任技術者及び現場代理人）の経験は豊富か。 ・予定技術者の業務対応能力・専任性は優れているか。	30
② 事業性・事業遂行能力審査	
○安定した事業スキームの構築 ・長期的な事業採算性が確保されているか。 ・事業スキームと SPC の事業内容の整合性がとれているか。 ・事業資金の調達手段及び内容は妥当か。 ・的確な市場予測が行われ、合理的な説明による提案がなされているか。 ・官民連携事業の実績があるか ○履行保証 ・履行保証の仕組みに実効力があるか。 ・成果品の作成及び著作権の運用についての具体的な保証内容に言及されているか。	15
③ サービスに対する審査	
・製品の販売手法や窓口等が都民等の利便性を考慮しているか。 ・製品に対するアフターサービス体制が設けられているか。 ・都内の区市町村の利用しやすさが考慮されているか ・都民等のニーズに合わせた多種多様な商品が提案されているか。 ・商品の販売価格は、類似品と比較して妥当か。	15
④ 付加価値等に対する審査	
・都の歳入増に貢献する提案か。 ・SPC が作成する二次的著作物の都への提供の方法。 ・SPC が作成する独自著作物の都への提供の方法。 ・都の事務量削減に貢献しているか。 ・その他上記以外の優れた提供・提案等がなされているか。	10
⑤ 提案価格審査	
・地形図の作成に係わる詳細見積もりの内容は妥当か。	5
・コスト縮減に寄与している新技術提案がなされているか。	5
・その他コスト縮減策を提案しているか。	5
・都の負担金額：（1－提案価格/都の負担金上限額）×評価係数	20
合 計	100

5 優先交渉権者の選定

要件審査に合格し、提案審査において、最も高い得点を獲得した応募者を優先交渉権者とする。提案審査の得点が同点の場合は、提案価格審査における得点が高い者を優先交渉権者とする。価格審査も同点の場合は、①技術審査を第1位順位とし、以下②事業性・事業遂行能力審査、③サービスに対する審査、④付加価値等に対する審査の各項目について、それぞれ評価点を差のつく項目まで順次比較し優劣を決定する。全ての項目を比較しても同点の場合は、委員会で審議の上、優先交渉権者を決定する。

また、次点者の選定については、優先交渉権者の選定方法に準じて第2位の者を選定する。

優先交渉権者の選定の流れ

